

包括告知及び届出

私は、スターツ証券株式会社（本店所在地 東京都江戸川区西葛西三丁目 22 番 21 号）に対し、法令の定めに基づき、下記に掲げる法令の適用等を受けるため、各種の届出・告知・申請をいたします。

特定口座開設届出書 兼 特定管理口座開設届出書 兼 特定口座源泉徴収選択届出書 兼 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の記載事項の届出

租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 1 項又は第 2 項及び同法第 37 条の 11 の 2 第 1 項又は第 2 項及び同法第 37 条の 11 の 4 第 1 項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 5 項及び同令第 25 条の 9 の 2 第 8 項の規定により、この旨届け出ます。

上記規定の適用を受けるにあたり、「特定口座に係る上場株式等保管委託約款」に基づき、上場株式等の保管の委託に係る口座の設定を申し込みます。

なお、租税特別措置法第 37 条の 11 の 2 第 1 項の内国法人の株式又は公社債を特定管理口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は特定管理口座に保管の委託を行うものとし、特定管理株式保管委託契約は約款によるものとしします。

また、貴社が支払の取扱いをする上場株式等の配当等につき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定への受入れを依頼し、租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 1 項の適用を受けたいので、同法第 2 項の規定に基づきこの旨届け出ます。

なお、この届出は、私から同規定の適用を受けることを取りやめたい旨申し出ない限り、引続き有効なものとして取扱ってください。

告知書・申請書 税法条文

告知書

上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益の分配の告知	所得税法第 224 条第 1 項及び第 2 項
株式等の譲渡の対価の告知	所得税法第 224 条の 3 第 1 項
配当等とみなす金額の交付の告知	所得税法第 224 条の 3 第 3 項
償還金等の交付の告知	所得税法第 224 条の 3 第 4 項
国外発行株式等の配当・国外公社債等の利子・国外投資信託等の配当の告知	相税特別措置法施行令第 2 条の 2 第 12 項、同令第 4 条第 9 項、同令第 4 条の 5 第 9 項及び同令第 4 条の 6 の 2 第 9 項

申請書

上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益の分配	所得税法施行令第 337 条第 3 項及び同令第 339 条第 9 項
国外発行株式等の配当・国外公社債等の利子・国外投資信託等の配当	租税特別措置法施行令第 2 条の 2 第 12 項、同令第 4 条第 9 項、同令第 4 条の 5 第 9 項及び同令第 4 条の 6 の 2 第 9 項
株式等の譲渡の対価の受領者	所得税法施行令第 343 条第 3 項
配当等とみなす金額の交付	所得税法施行令第 345 条第 6 項
償還金等の交付	所得税法施行令第 346 条第 6 項

非課税口座開設届出書（NISA 口座を開設希望の場合に適用）

非課税口座を開設する日の属する年

【2024 年 2025 年 2026 年 2027 年 2028 年 以降各年】

租税特別措置法第 9 条の 8 及び同法第 37 条の 14 第 1 項から第 4 項までの規定の適用を受けたいので、同条第 5 項第 1 号の規定により、この旨届け出ます。

特定取引を行う者の届出

私は「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」第 10 条の 5 第 1 項前段の規定に基づき、同条第 8 項第 1 号に規定する報告金融機関等である貴社※に対して特定取引を行う者の届出書を提出いたします。この口座開設申込フォームでの入力内容は、口座開設者本人又は口座開設者から書面で授権された代理人等が入力し、入力情報が正しいことを誓います。

また、居住地国に変更があった場合は、変更があった日から 3 ヶ月を経過する日までに異動届出書により申告します。

※ 弊社は、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」第 10 条の 5 第 8 項第 1 号に規定する報告金融機関にあたります。弊社と金融取引を行うお客様は、同条第 1 項前段の規定により、定められた内容を弊社に届け出ていただく必要がございます。また、弊社では、同項後段の規定により届け出ていただいた内容の確認を行うほか、居住地国が一定の国のお客様については、同法第 10 の 6 第 1 項の規定により口座残高等の情報を所轄税務署長に報告することが義務付けられておりますので予めご了承ください。